

今後の進め方について

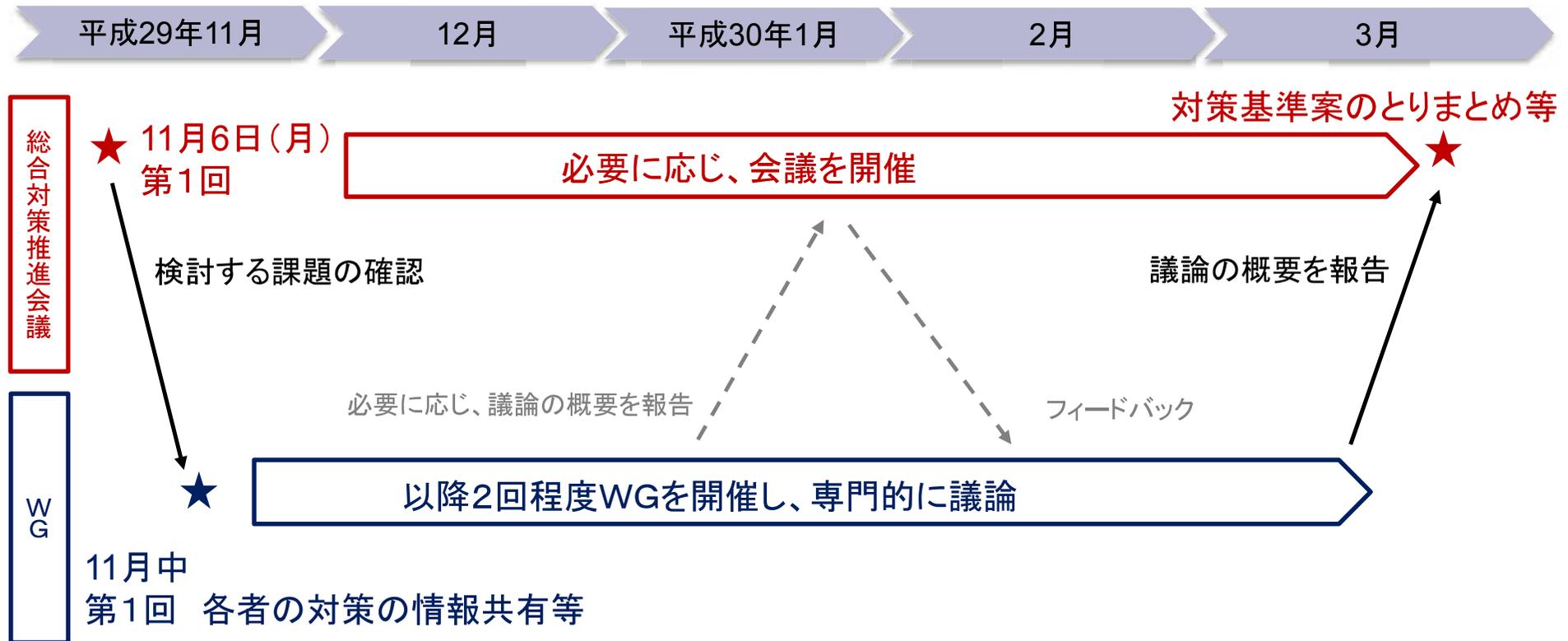
国土交通省 航空局
平成29年11月

ワーキンググループの開催について（案）

ワーキンググループ(WG)の趣旨

落下物防止等に係る追加対策(落下物防止対策基準の策定を含む。)の検討に当たり、専門的な議論を行うため、ワーキンググループを開催するものとする。

スケジュール



(注1) WGは、総合対策推進会議の構成員等で構成する。ただし、必要に応じ、構成員等の追加又は関係者の出席を求めることができることとする。

(注2) WGは非公開とするが、議論の概要については、本会合において報告を行うものとする。

- **落下物対策**については、住民説明会での意見や最近の発生事案を踏まえ、**総合的に対策を整理、充実させていく**。
- 今後、関係者との調整を進め、**新飛行経路の運用開始までに対策を実施**する。

外航社も含めた未然防止策の徹底

事案発生時の対応強化

(1)落下物を未然に防止するための、遵守すべき落下物防止対策基準の策定

(2)あらゆるチャネルを通じた未然防止策の徹底

- ① 外航社も含めた航空会社に対し、羽田空港の乗入れ航空会社等の会議において、適切な整備・点検を徹底するよう、繰り返し指導
- ② 国・航空機メーカー・本邦社との会議に、新たに外航社を招集した上で情報共有
- ③ 多国間の国際会議で乗入れ各国に対して注意喚起



(3)駐機中の機体チェックの強化

- ① 空港管理者による新たなチェック体制の構築
- ② 外国航空機に対する検査の強化
 - 今後検査回数を増加する際に、成田、羽田を重点化



(2)情報収集・分析の強化

- ① 全国の空港事務所等に対し、落下物情報の報告について再度徹底（警察にも協力依頼）
- ② 事例を踏まえた原因分析の強化
- ③ 原因者特定方法の充実・強化
- ④ 外航社を含めた部品欠落の報告制度の拡充



(3)航空会社に対する処分等の検討

落下物の原因者である航空会社(本邦社及び外航社)に対して処分等を行う方針。具体的な内容や手続きを検討中。

(4)補償の充実

- ① 救済制度(保険)の加入促進
※加入状況:成田9割、羽田6割
- ② 見舞金制度の創設

落下物防止対策の技術基準の検討(イメージ)

【基準策定の目的】

航空会社が遵守すべき落下物防止対策基準を予め定め、落下物の発生防止を図る。

【基準案の内容】

1. 適用航空会社

本邦航空会社及び日本に乗り入れている外国航空会社

2. 落下物防止対策の範囲

部品脱落及び着氷対策

3. 航空会社が遵守すべき事項 (現在考えられるもの)

- (1) 航空機製造者(ボーイング、エアバス等)による技術的対策のうち、落下物対策として有効と判断されるものの実施
- (2) 自ら部品脱落や着氷が発生しやすい部位を検討・評価した上で、必要な点検整備を実施。
- (3) 落下物対策に関する社内関係者への教育

4. 備考

- ・実施すべき対策のうち3.(1)については、具体的な技術基準を、技術基準細則で規定。
- ・基準については、航空会社の事業計画に関連づける等により実効性を担保することを検討。

現状

- 航空機からの落下物により被害を受けた者に対して補償は、以下が考えられる。

① 落下を生じさせた航空機の属する航空会社からの補償

- 航空機が一に特定できなくとも、成田空港、羽田空港を離発着した航空機による被害と考えられ、原因となる航空会社がある程度特定される場合に、関係のある航空会社が連帯して補償する制度がある。

② 落下位置(被害)が空港周辺である場合、空港運営者等としてのお見舞い

- 見舞金の支出を目的とした制度はない。

※伊丹空港周辺の落下物事故については、航空公害防止協会(現 空港環境整備協会)、航空会社、周辺自治体等が拠出した基金(関西エアポートが運用委員会の会長)において見舞金支出の規定がある。

※成田空港周辺の落下物事故については、周辺自治体が航空機事故被害見舞金を支給する規則を設けている。

検討内容

① 補償制度の横展開について

⇒ 成田空港、羽田空港で用いられている補償制度を他の空港にも取り入れられないか。

② 見舞金制度の創設について

⇒ 空港周辺の住民等からの理解を得るため、見舞金を支出する仕組みを構築できないか。